

【後期高齢者医療保険料】

減免の対象 令和3年度後期高齢者医療保険料

申請に必要な書類

- ①後期高齢者医療保険料減免申請書(様式第1号)
- ②新型コロナウイルス感染症の影響による主たる生計維持者の収入の減少に関する申立書(様式第6号)、給与証明書(様式第3号)、事業収入申告書(様式第4号)、収入(無収入)申告書(様式第5号)またはその他所得または収入等を証する書類
- ③新型コロナウイルス感染症の影響による主たる生計維持者の被害に関する申立書(様式第2号)(主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯のみ)
- ④その他事実を確認できる書類(事業等の廃止や失業の場合には公的機関への休業または廃業の届出書の写しもしくは失業を証する書類等)
- ⑤後期高齢者医療保険の資格確認ができるもの(保険証)
- ⑥申請者の本人確認ができるもの(運転免許証・マイナンバーカード等)

※上記の様式は窓口で配布または市のホームページよりダウンロードできます。

⑪ 農産物をインターネットで販売したい方はご相談ください

申 笠間市農業公社 TEL 0296-77-6439

問 笠間市農業公社 農政課(内線 527)

支援内容 ①販売サイト登録や掲載にかかる作業の一部代行・補助

※将来的にご自身で販売を継続していただけるよう支援します。

②販売者が運営サイトに支払う販売手数料の一部を助成

対象: 4月1日～令和4年2月28日までの売上(上限販売額の10%、50万円/年)

対象 市内在住、または市内に事業所もしくはほ場がある方

次のものを事業として販売している方

- ・対象者自らが生産した農産物、または原料に笠間市農産物を使用し加工・製造した加工品
- ・長期的、安定的に生産が見込まれ、生産から出荷までの生産履歴の確認(トレーサビリティ)が可能であるもの

申込方法 笠間市農業公社までご相談ください。

⑫ 日常生活用具の給付種目の追加・対象者を拡大しました

問 社会福祉課(内線 151)

6月1日から日常生活用具の給付種目と対象者が次のとおり変更となりました。

給付種目の追加

盲人用血圧計(音声式)・眼鏡装着型文書読上げ装置・視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ・体温計(振動式)・吸引吸入両用器・発動発電機・人工内耳用電池・補聴器用電池

対象者の拡大

- ・ネブライザー: 音声・言語機能障害3級(喉頭摘出者に限る)の方が追加
- ・電気式たん吸引器: 音声・言語機能障害3級(喉頭摘出者に限る)の方が追加
性能や基準額など、詳しくは市のホームページをご確認ください。

「ごみ処理ハンドブック」は、笠間市のホームページからご覧いただけます。
<http://www.city.kasama.lg.jp/>（「ごみ処理」で検索）

9ページ

2021-0617